

議案第 36 号

北本市都市計画税条例の一部改正について

北本市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

平成 29 年 6 月 6 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 北本市都市計画税条例（昭和 46 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

附則第 16 項を附則第 17 項とする。

附則第 15 項中「若しくは第 42 項」を「、第 42 項若しくは第 44 項」に改め、同項を附則第 16 項とする。

附則第 14 項中「附則第 4 項及び第 6 項」を「附則第 5 項及び第 7 項」に、「附則第 4 項及び第 7 項」を「附則第 5 項及び第 8 項」に、「附則第 5 項、第 7 項及び第 8 項」を「附則第 6 項、第 8 項及び第 9 項」に、「附則第 7 項から第 9 項まで」を「附則第 8 項から第 10 項まで」に、「附則第 9 項」を「附則第 10 項」に、「附則第 10 項から第 12 項まで」を「附則第 11 項から第 13 項まで」に、「附則第 11 項」を「附則第 12 項」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 13 項の前の見出しを削り、同項を附則第 14 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第 12 項を附則第 13 項とし、附則第 11 項を附則第 12 項と

する。

附則第 10 項の前の見出しを削り、同項を附則第 11 項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 9 項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 7 項とする。

附則第 5 項を附則第 6 項とする。

附則第 4 項の前の見出しを削り、同項を附則第 5 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 3 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合）

- 4 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は、
2 分の 1 とする。

第 2 条 北本市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 17 項を附則第 18 項とする。

附則第 16 項中「若しくは第 44 項」を「、第 44 項若しくは第 45 項」に改め、同項を附則第 17 項とする。

附則第 15 項中「附則第 5 項及び第 7 項」を「附則第 6 項及び第 8 項」に、「附則第 5 項及び第 8 項」を「附則第 6 項及び第 9 項」に、「附則第 6 項、第 8 項及び第 9 項」を「附則第 7 項、第 9 項及び第 10 項」に、「附則第 8 項から第 10 項まで」を「附則第 9 項から第 11 項まで」に、「附則第 10 項」を「附則第 11 項」に、「附則第 11 項から第 13 項まで」を「附則第 12 項から第 14 項まで」に、「附則第 12 項」を「附則第 13 項」に改め、同項を附則第 16 項とする。

附則第 14 項の前の見出しを削り、同項を附則第 15 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第 13 項を附則第 14 項とし、附則第 12 項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項の前の見出しを削り、同項を附則第 12 項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 10 項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「附則第 5 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項中「附則第 5 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「附則第 5 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項を附則第 7 項とする。

附則第 5 項の前の見出しを削り、同項を附則第 6 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 4 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条第 45 項の条例で定める割合）

- 5 法附則第 15 条第 45 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の施行の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の北本市都市計画税条例附則第 4 項の規定及び第 2 条の規定による改正後の同条例附則第 5 項の規定は、平成 30 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 29 年度分

までの都市計画税については、なお従前の例による。